

少額短期保険業として引き受けられる保険の保険金額の限度額

○ 保険業法において、少額短期保険業として引き受けられる保険の保険金額の限度額については、保険の種類に応じて、一の被保険者につき、下表のとおりとされている。ただし、当該一の被保険者につき、下表①～⑥の合計額については1,000万円が限度額となる。

○ 中小労災共済法における共済金額の限度額は、少額短期保険業の限度額をベースにしつつ、**同法の共済団体が取り扱う共済（保険）である①～⑤を加えた1,580万円**とする。
※種別ごとに上限は設けない。

保険種類	限度額
① 死亡保険	300万円
② 傷害疾病保険	80万円
③ 重度障害保険	300万円
④ 特定重度障害保険	600万円
⑤ 傷害死亡保険 (調整規定付傷害死亡保険)	300万円 (600万円)
⑥ 損害保険	1,000万円
⑦ 低発生率保険	1,000万円

(参考)

- ①「死亡保険」は、人の死亡に関し一定の保険金を支払うことを約する保険。
- ②「傷害疾病保険」は、人の傷害又は疾病に関する保険であり、重度障害保険や特定重度障害保険に該当するものは除かれる。
- ③「重度障害保険」は、傷害又は疾病を原因とする人の重度の障害に関する保険をいい、特定重度傷害保険に該当するものは除かれる。
- ④「特定重度障害保険」は、重度障害保険に相当するもののうち、傷害を直接の原因とする人の重度の障害に関する保険をいう。
- ⑤「傷害死亡保険」は、人の傷害を直接の原因とする死亡に関する保険をいう。
- ⑥「損害保険」は、保険業法第3条5項1号に掲げる保険（※一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険）
- ⑦「低発生率保険」は、損害保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいうとされ、具体的には、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）が定められている。